

11 拉致問題について考えよう

ワーク 1

人権に関する次の1～3の問いについて、答えましょう。

1

「人権とは何か」説明しましょう。

人権とは、

2

「人権週間」はいつからいつまでですか。

月 日
～ 月 日

3

オレンジ、青のリボンの人権にかかわる意味は何ですか。

オレンジ…

青…



拉致問題について、考えてみましょう。

北朝鮮当局による拉致問題とは

1970年代から80年代にかけて北朝鮮当局^(注)による日本人拉致が多発し、平成25年7月現在、政府は17名を拉致被害者として認定しています。また、政府が認定した拉致被害者以外にも、拉致の可能性が否定できない人たちがいます。

平成14年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮当局は日本人を拉致したことを認め、謝罪しました。その後、5名の拉致被害者が帰国しましたが、残りの拉致被害者については、いまだ問題の解決には至っていません。

北朝鮮当局による拉致は、日本の主権と国民の生命と安全に関わる問題であり、早期に解決が望まれる国民的課題ですが、同時に拉致被害者やその家族にとっては重大な人権侵害そのものであり、日本が現在抱えている人権課題の一つであるといえます。

その一方で、拉致問題は、北朝鮮当局以外の北朝鮮の人々をはじめとした朝鮮半島の人々や、日本で生活する朝鮮半島につながりのある人々に責任を帰する問題ではないことを押さえ、これらの人々に対する差別、偏見等が生じないように十分に配慮する必要があります。

(注) 日本は、朝鮮民主主義人民共和国(通称：北朝鮮)を国家承認していないため、北朝鮮政府を「北朝鮮当局」と表現しています。

「すべての拉致被害者の帰国をめざして―北朝鮮側主張の問題点―」政府 拉致問題対策本部(平成24年4月)より
「人権教育・啓発に関する基本計画の一部変更について」閣議決定(平成23年4月)より

ワーク 2

- (1) 資料「世界人権宣言 要約」を読んで、「『遺骨』とともに返された娘の写真を見て」の著者が求めている権利だと思うものを2つ選び、理由とともに書きましょう。

第 条	理由
第 条	理由

- (2) (1)についてグループでの意見交換を通して、気づいたことや考えたことを書きましょう。

ワーク 3

- 次の文は「人権とは何か」について説明しています。()にあてはまる言葉を書きましょう。

人権とは…

「人々が()と()を確保し、それぞれの()を追求する権利」のことをいいます。

つまり「()ていたい」、「()でいたい」、「()でいたい」という、すべての人に共通する三つの願いを支えるものです。

ワーク 4

- 今日の学習を通して、「人権」について、あなたが考えたことを書きましょう。

世界人権宣言 要約

- 第 1 条 平等の権利
- 第 2 条 差別されない権利
- 第 3 条 自由に、安心して生きる権利
- 第 4 条 奴隷にされない権利
- 第 5 条 苦痛を与えられたり、人間らしくないひどい扱いをされない権利
- 第 6 条 いつでもひとりの人間として認められる権利
- 第 7 条 法律で平等に扱われる権利
- 第 8 条 裁判で守られる権利
- 第 9 条 理由なく捕まえられたり、国から追い出されない権利
- 第 10 条 公正な裁判を受ける権利
- 第 11 条 裁判で有罪であることが証明されるまでは、無罪であるとみなされる権利
- 第 12 条 私生活の自由が守られる権利
- 第 13 条 住む場所を自由に選べる権利
- 第 14 条 自分の国でひどい扱いを受けるとき、他の国に守ってくれるように頼む権利
- 第 15 条 ひとつの国の国民となる権利

- 第16条 結婚して家庭を持つ権利
- 第17条 家や土地その他のものを自分のものとして持つ権利
- 第18条 自由に考えたり、信じたい宗教を自由に選べる権利
- 第19条 意見を言葉や文字などであらわしたり、情報を受け取る権利
- 第20条 平和的な集まりに参加したり、仲間と団体をつくる権利
- 第21条 政治や選挙に参加する権利
- 第22条 人間らしく生きることができるような保障を受ける権利
- 第23条 仕事を自由に選んで働いて給料を得、労働組合に入る権利
- 第24条 休暇をとったり、余暇を楽しめる権利
- 第25条 人間らしい生活をするのに必要な一切のものを持つ権利
- 第26条 学校に通い、ただで義務教育を受ける権利
- 第27条 社会の文化的生活に参加する権利
- 第28条 権利や自由を受けられるための秩序を得る権利
- 第29条 お互いに人間らしさを発展させることができるような社会に対する義務
- 第30条 様々な権利や自由を国や個人から無効にされない権利

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕実践編」 文部科学省（平成20年3月）より

解説 11 拉致問題について考えよう

1 ねらい

拉致問題を正しく理解するとともに、拉致問題を通して人権の意義やその重要性について理解し、相手の立場に立って、気持ちを受け止め、共感的に理解するなど、人権尊重のための人権感覚を醸成する。

2 進め方

展開例 (50分 3～4人のグループを作る)

学習活動	指導上の留意点
1 ワーク1 (12分) ① 1～3の間について、答える。 ② 2、3について説明を聞く。 ③ 拉致問題の概要を聞く。 ④ 「心みつめて(第6集)」(P.17、18)の「『遺骨』とともに返された娘の写真を見て」を聞く。 ⑤ 感想を共有する。	<ul style="list-style-type: none">○ 本時の学習への意識を高めるために、1については必ず書くように促す。○ 解説(1)、(2)を使って、2、3について説明する。3では、必要に応じて他の色のリボンの意味を説明する。○ 1については、ワーク3で説明することを伝える。また、授業の中で関連する内容が出てくるので、「人権とは何か」について考えながら授業に参加するよう伝える。○ ワーク1の「北朝鮮当局による拉致問題とは」や冊子「北朝鮮による日本人拉致問題」(政府拉致問題対策本部作成)の内容を参考にし、拉致問題の概要について説明する。○ 「心みつめて(第6集)」の「作品について」(P.22の該当箇所)や冊子「北朝鮮による日本人拉致問題」(P.5の1～15行目)を参考にして、北朝鮮当局から横田めぐみさんの死亡が報告されたことや、めぐみさんの「遺骨」とされるものが提供(その後の鑑定で本人のものとは異なるDNAが検出)された経緯等を説明した後、朗読する。○ 数名の生徒に感想を聞き、被害者やその家族のつらい心情について共有する。○ 北朝鮮当局に対する非難に主眼を置くので

はなく、拉致被害者やその家族の心の痛みなどを中心に取り上げるなどし、被害者等のつらい気持ちに共感することを通して、人権尊重についての理解を深めるよう促す。

2 ワーク2 (22分)

- ① 世界人権宣言についての説明を聞く。
- ② 資料を読んで、「『遺骨』とともに返された娘の写真を見て」の著者が求めている権利だと思うものを2つ選び、理由とともに書く。(1)
- ③ (1)についてグループで意見を発表し合う。また、意見交換をしながら気づいたことや考えたことを書く。(2)
- ④ (2)に書いた意見交換をして気づいたことや考えたことを、グループで発表し合う。

- 解説(3)を参考にし、世界人権宣言について説明する。
- すべての条項を読みあげ、内容について確認する。
- すべての権利等についてよく考えた上で2つ選ぶように促す。
- 4人程度のグループになるよう指示する。
- メモした内容は、次のグループ活動で発表し合うことを伝える。
- 他の人の意見を共感的に受けとめるよう促す。
- 全員が自分の意見を伝えられるように、同じ内容であっても発表するよう促す。

3 ワーク3 (8分)

- ① 人権についての説明文の()に入ると思う言葉を書く。
- ② グループで()に入る言葉について意見を発表し合う。
- ③ ()に入る言葉が何かを聞く。

- 資料を参考にするよう促してもよい。
- 時間に余裕があれば、各グループの考えを全体で共有する。
- 解説(4)を参考にし、()に入る言葉を伝える。

4 ワーク4 (8分)

- ① 今日の学習を通して、「人権」について、考えたことを書く。
- ② まとめを聞く。

- 授業を通して生徒から出された意見や記述をもとに、解説(5)を参考にまとめる。
- 「拉致問題を通して、他の人の気持ちに寄り添い、共感する心は、他の人権の問題について考える際にも大切である。そのようにして人権感覚を磨くことが、人権が尊重された学校や社会づくりには不可欠である」という視点も伝える。

冊子「北朝鮮による日本人拉致問題」は政府拉致問題対策本部ウェブサイトを参照

3 解説

北朝鮮当局による拉致は、日本の主権と国民の生命と安全に関わる問題であり、早期に解決が望まれる国民的課題であるが、同時に拉致被害者やその家族にとっては重大な人権侵害そのものであり、日本が現在抱えている人権課題の一つであるといえる。

このため、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定されるとともに、平成23年4月1日には閣議決定により国の「人権教育・啓発に関する基本計画」(以下「基本計画」という。)における人権課題として、新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」が加えられ、「学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する」こととされた。

県立高等学校及び中等教育学校には、拉致問題を題材にした視聴覚教材として、「映画『めぐみ』」、「アニメ『めぐみ』」、「『ただいま』～の声を聞くために～」を配付している。

拉致問題を授業で扱う際には、「人権学習ワークシート集 V 一人権教育実践事例・指導の手引き(高校編 第14集)一」の「映画『めぐみ』」及び「アニメ『めぐみ』」の指導例及び「拉致問題の指導における留意事項」(同ワークシート集 P.100)を参照すること。

(1) 人権週間

日本では、世界人権宣言が採択されたことを記念して、同宣言が採択された12月10日を最終日とする1週間(12月4日～10日)を「人権週間」と定めている。なお、12月10日～16日は北朝鮮人権侵害問題啓発週間とされ、政府主催のシンポジウムなどが行われる。

(2) アウェアネス・リボン

図のように折ったリボンを、社会問題などに対する支援の活動のシンボルとして用いる。色には様々な意味が込められている。同じ色でも複数の意味がある場合がある。また、リボンの形にも様々なデザインがある。

オレンジ……………子ども虐待防止 等

青……………北朝鮮当局による拉致被害者の救出と支援 等

赤……………エイズや HIV 感染の予防や理解と支援 等

紫……………女性に対する暴力防止 等



〈参考〉

「かながわ人権施策推進指針（改定版）」について

「かながわ人権施策推進指針（改定版）」とは、人権がすべての人に保障される地域社会の実現をめざし、神奈川県における人権教育及び人権啓発の推進の方向を示したものです。指針には、人権課題として11の分野別施策の方向が示されており、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」もその1つです。

また、指針に基づき人権尊重の啓発を図るため、人権啓発ポスターを人権週間にあわせて毎年作成し、県内公立学校や行政機関等に掲示しています。最新のポスターは神奈川県教育委員会のホームページに掲載されています。

（画像は平成27年度のポスター）



（3）世界人権宣言について

第二次世界大戦などの悲惨な戦争の体験から、国連を中心にした国際社会は、皆が安心して生活できる社会の成立のためには、世界全体が人権尊重を前提に考えなくてはならないと考えるようになった。

国連は昭和23(1948)年12月の第3回国連総会において、人権および自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」を採択し、人権の尊重が平和の基盤であることを国際社会に訴えた。これを契機として、国連は各種の人権に関連する国際条約の採択など、さまざまな人権を擁護し、人権の保障を促進する活動を進めてきた。

（4）人権とは…

「人々が（生存）と（自由）を確保し、それぞれの（幸福）を追求する権利」のことをいいます。（「人権擁護推進審議会答申」（平成11年7月）より）

つまり「（生き）ていたい」、「（自由）でいたい」、「（幸せ）でいたい」という、すべての人に共通する三つの願いを支えるものです。

(5) 人権の尊重とは…

自他の人権を正しく理解し、相互に尊重し合うこと、つまり「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」をいう。

そして、人権の大切さの理解を深めるとともに、人権が「守られているか」「侵害されていないか」などを正しく感じとる人権感覚を磨いていくことが、人権の尊重には重要である。

〈引用文献〉

「北朝鮮による日本人拉致問題」 政府拉致問題対策本部（平成27年10月）

「すべての拉致被害者の帰国をめざして―北朝鮮主張の問題点―」 政府拉致問題対策本部（平成24年4月）

「かながわ人権施策推進指針（改定版）」 神奈川県・神奈川県教育委員会（平成25年3月）

「人権学習のための参加体験型学習プログラム集（第2集）」 神奈川県教育委員会（平成27年2月）

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕実践編」 文部科学省（平成20年3月）

「人権教育・啓発に関する基本計画の一部変更について」 閣議決定（平成23年4月）